

大和都市計画生産緑地地区の変更について

(生駒市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約39.47ha	地区数247ヶ所

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

・変更理由

市街化区域内の農地等について、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法第3条の規定に則した農地を生産緑地地区として指定するもの、生産緑地地区の指定を平成4年に行ったところであるが、生産緑地の買取り申出の結果、行為の制限等の解除となったもの及び生産緑地地区内の農地の面積の指定面積を錯誤訂正するものについて、所要の都市計画変更を行う。